

## 埼玉県シニアサッカー連盟 細則

### 第1項 加盟登録について

1. 本連盟に加盟登録しようとするチームは本県にその本拠を有するもので、(公財)埼玉県サッカー協会及び(公財)日本サッカー協会に登録しなければならない。
2. 登録は、各チーム毎に下記登録料及び連盟会費を添えてWeb申請をしなければならない。Web申請の手続きについては、(公財)埼玉県サッカー協会「ホームページ」を参照のこと。
3. 登録料  
※連盟役員へお問い合わせください。
4. 連盟会費（個人会費のみとする）  
※連盟役員へお問い合わせください。
5. 新チーム加盟手続き（届出先、期限、承認）  
上記の1から4を満たすチーム・選手であることを前提とし、加盟希望年度の前年の10月末日までに、所属することになるカテゴリーの運営委員会に届け出をしなければならない。ただし、60のカテゴリーについては、70・60運営委員会要項による。また、規約上理事会・評議員会の承認を必要とするが、理事会・評議員会開催が遅れる場合には各運営委員会の了解のうえ、シニア連盟会長・理事長の承認を必要とする。その後、理事会・評議員会に報告する。
6. チーム名変更の手続き（届出先、期限、承認）  
チーム名を変更するチームは、変更希望年度の前年の11月末日までに、所属するカテゴリーの運営委員会に届け出をし、理事会の承認を得なければならない。
7. 女子選手の選手登録について  
(1)年度内40歳になる女子選手は埼玉県シニアサッカー連盟への選手登録を認める。  
(2)女子選手は実年齢+10歳となるカテゴリーのリーグ戦への出場を認める。但し2リーグへの出場は認めない。  
(3)女子選手のJFA登録は、1種・シニア・女子とする。  
(4)JFA全日本サッカー大会関東予選会に関わる大会は、大会要項による。

### 第2項 専門委員会について

1. 本規約第9章 第25条による専門委員会は次のとおりとする。
  - (1) 総務委員会  
(委員長=理事長、副委員長=副理事長、各委員(総務、企画、経理、広報、登録))
  - (2) 75・70,65・60,50,40 運営委員会  
(運営委員長、副運営委員長、会計、審判、監査、チーム運営委員、担当理事等)
  - (3) 70,60,50,40 審判委員会  
(審判統括委員長、70,60,50,40 審判委員長等)
  - (4) フェアプレー・規律委員会（委員長、理事長、副理事長、審判統括委員長、統括担当理事）
2. 専門委員会の業務は次のとおりとする。
  - (1) 総務委員会
    - ア. 事業計画・立案に関すること。
    - イ. 予算案の作成及び決算の報告に関すること。
    - ウ. 各種事業の出納及び予算・決算に関すること。
    - エ. 連盟会費・上部団体への登録料等の徴収管理及び補助金の収受に関すること。
    - オ. 補助対象事業の結果・収支決算等の報告に関すること。
    - カ. 登録業務（Web登録等）及び広報に関すること。
    - キ. 理事会、評議員会の開催案内及び議事録作成に関すること。

- (2) 運営委員会
    - ア. 各年代の事業計画及びその事業運営に関すること。
    - イ. 事業運営費の出納・決算に関すること。
    - ウ. 県外派遣事業の支援・強化等に関すること。
  - (3) 審判委員会
    - ア. 各種大会の審判員の要請並びに審判員割り当て等に関すること。
    - イ. 審判員の登録、養成に関すること。
    - ウ. アセッサー及び技術講習会等による資質の向上に関すること。
  - (4) フェアプレー・規律委員会
    - ア. (公財)日本サッカー協会、(公財)埼玉県サッカー協会フェアプレー・規律委員会との連携に関すること。
    - イ. (公財)日本サッカー協会制定の懲罰規定遵守に関すること。県協会要覧参照
    - ウ. フェアプレーの奨励と優れたチーム及び選手の表彰に関すること。
    - エ. マッチコミッショナー制度の運用を兼務し、委員長が担当責任者となる。
3. 専門委員会の組織と運営について
- (1) 各専門委員会は委員長1名、副委員長若干名、各担当を置く。
  - (2) 委員長は委員会を運営し、業務を推進する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があった場合にはその職務を代行する。
  - (3) 運営委員会開催案内状は、会長及び委員長名で作成する。
  - (4) 委員会の招集は、理事長の承諾を得て、委員長が行う。
  - (5) 委員会の決定事項は理事会に報告し、その承認を得なければならない。

### 第3項 細則の改廃

この細則は、理事会の議決及び評議員会の同意を得なければ改廃することはできない。

### 第4項 付 則

- 1 この細則は、2006年4月8日から施行する。
- 2 2008年4月26日 一部改正
- 3 2009年4月25日 一部改正
- 4 2010年4月3日 一部改正
- 5 2012年4月7日 一部改正
- 6 2013年4月20日 一部改正
- 7 2015年4月18日 一部改正
- 8 2016年4月16日 一部改正
- 9 2017年4月15日 一部改正
- 10 2018年4月21日 一部改正
- 11 2022年6月4日 一部改正
- 12 2023年7月15日 一部改正